議案第2号

バス停留所「新政公園」の移設について

バス停留所「新政公園」の移設は、次に定めるところによる。

平成29年12月14日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 会 長 久 野 時 男

バス停留所「新政公園」の移設について

1. 停留所の情報

路線 飛島公共交通バス (蟹江線)

 停留所
 移設 1 箇所

 名称
 新政公園

住所 飛島村大字新政成四丁目 138 番地

設置計画日 平成30年2月1日

地権者 飛島村

道路管理者 村道(飛島村)

2. 事前確認事項

警察調整 平成 29 年 10 月 19 日 (木) 現地確認

運行事業者 平成 29 年 10 月 19 日 (木)三重交通㈱桑名営業所と現地確認

地権者 平成 29 年 11 月 24 日 (金)担当課と確認 道路管理者 平成 29 年 11 月 24 日 (金)担当課と確認

事前確認事項について、全て支障なし

3.新設までのスケジュール

協議 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 12 月 14 日協議

PR方法 飛島村広報及び既存バス停留所(新政公園)にて周知

利用開始日 平成30年2月1日

4.設置位置

位置(移設後の詳細図については別紙のとおり)



別紙

概ね2cm

新政公園バス停 移設位置図及び安全対策(案)

概ね 20m

農作業の支障とならないよう設置します

新たなバス停 防犯灯の設置 既設の防犯灯 新設の防犯灯 既 横断歩道から 70m 横断歩道から 60m 歩車道分離ブロックの付け替え 歩車道分離ブロックの仕様変更 歩車道分離ブロックの断面図 歩車道分離ブロックの断面図 (既存) (付け替え後) 概ね 2m

概ね 18cm